

大阪府地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について

平成17年2月21日  
大阪府地方独立行政法人評価委員会決定

この「基本的な考え方」は、今後、評価委員会として地方独立行政法人（以下、「法人」とする。）の評価方法、基準等を検討するにあたっての基本方針や評価方法の基本、評価結果の活用、評価の進め方のほか、評価を受けるにあたって法人等が留意すべき点などについて示したものである。

1 評価委員会の基本方針

- ①中期目標・中期計画の達成状況等を踏まえ、法人の事業活動、業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、組織・業務等について、改善すべき点等を明らかにし、評価を通じた法人の質的向上に資すること。いわゆる「評価のための評価」に陥らないようにすること。
- ②中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう見直し、必要に応じて、修正を求めること。
- ③各事業年度の評価は、中期計画の終了時の評価を念頭に置き行うこと
- ④法人を取り巻く環境の変化なども踏まえ、必要に応じて、中期目標等の期間の中間点等において総括を行うこと。

2 評価方法の基本

法人の評価は、「項目別評価」と「全体的評価」により行う。

〔1〕項目別評価について

中期目標、中期計画に定められた各項目の達成度を確認すること等により評価を行う。

①基本的な評価基準について

- ・各項目の評価指標と実績等に基づき次の4段階で評価する。なお、各事業年度にかかる評価についても、上記の基準を準用して評価を行う。

A（優）	中期計画を充分達成
B（良）	中期計画を概ね達成
C（可）	中期計画を概ね達成しているが改善の余地あり
D（不可）	中期計画を下回っており大幅な改善が必要

②定量的な評価指標と客観的な評価基準の設定について

- ・法人の意見を受けて、できる限り定量的な評価指標・客観的な評価基準を設定する。
- ・また、一つの指標のみで適切な評価が困難な項目については、複数の指標設定や定性的な評価項目の達成状況を基に評価する。
- ・客観的な評価基準を設定することが困難な項目については、委員の協議により評価する。
- ・必要に応じて、改善すべき事項や目標設定の妥当性等を記述する。

## 〔2〕 全体的評価について

上記〔1〕の項目別評価の結果を踏まえ、総合的に評価を行う。

なお、中期計画の終了時には、必要に応じて次期中期目標の策定に向けて法人の組織及び業務のあり方についても必要性等の観点から評価を行う。

## 3 評価結果の活用

〔1〕 評価結果の報告を受けた知事は、次期中期目標に向けての法人の組織及び業務全般のあり方等について評価結果を活用する。

〔2〕 評価結果の通知を受けた法人は、法人の業務改善等について評価結果を活用する。

## 4 基本的な評価の進め方

### 〔1〕 客観的な評価基準等の設定について【事業開始年度の前半】

①法人は「各事業年度別（中期目標期間）項目別評価表の様式」を下記の記載事項を参考に作成し、評価委員会に提出する。

その際、実績や自己評価など事業実施前には記載不可能な項目を除き記載することとする。

（評価表に記載する事項例）

- ・ 中期計画に対応する各年度（中期目標期間）の評価対象項目
- ・ 当該項目毎の評価の指標〔達成目標〕
- ・ 評価指標に対する評価の基準
- ・ 各項目（細項目）の責任主体となる担当部等
- ・ 実績〔実施結果〕
- ・ 自己評価
- ・ 評価委員会の評価欄 など

なお、付属資料として「各項目（細目）の中期目標期間における各年度の実施計画」を添付する。

②評価委員会は、提出を受けた様式等について法人の意見を聴取し、評価基準等について審議し設定する。

### 〔2〕 年度別（中期目標期間）の評価について【事業年度の翌年度9月まで】

①法人は、当該事業年度の「業務実績の報告書（上記の評価表等を含む）」を翌年度6月末までに当評価委員会に提出する。

なお、付属資料として「自己評価についての説明書」を添付する。

②評価委員会は提出を受けた報告書等について法人の意見を聴取し、評価結果を知事が9月定例府議会に報告できるように評価を実施する。

## 5 評価を受ける法人等が留意すべき事項について

評価委員会としての基本的な考え方は上記のとおりであるが、評価を受ける法人等に留意していただきたい事項について以下に示す。

- ① 当評価委員会は法人から示される指標等を基に評価を行うことから、法人は自ら行う自己評価・自己改善を基に説明責任を果たすことが基本であること。
- ② 法人は、達成状況を客観的にあらわすためにできる限り数値指標等の指標を設定すること。また、定性的な指標となる場合には、その達成状況が明らかになるよう工夫すること。
- ③ 目標や計画の設定においては、法人の質的向上を図るという観点にたつて、目標等を適切に設定する必要がある。また、その設定にあたっては設定理由の明確化を図るなど、妥当性が必要であること。
- ④ 法人における内部評価の視点と体制について
  - ・視点  
法人は府民の視線に留意し、法人が行う内部評価に際して用いる指標や基準・結果・活用について、できる限りわかりやすく説明すること。
  - ・体制  
法人は説明責任の観点から、目標の達成にかかる組織内の責任の所在を明確にし、法人の長がリーダーシップを発揮できる推進体制を確立すること。

## 6 その他

この「基本的な考え方」について改正すべき点がある場合は、当評価委員会において協議し、改正する。

(参考)

- ・国立大学法人評価委員会の評価基準は平成17年3月を目途に検討中である。